

**平成 21 年度第 2 回廃棄物・リサイクル分野における
国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会 議事録（案）**

1. 日時：平成 21 年 10 月 15 日（木）10：00～12：00

2. 場所：法曹会館 2F 会議室「高砂」

3. 出席者：（敬称略）

委員（座長）

新美 育文	明治大学 法学部 教授
一方井 誠治	京都大学 経済研究所 教授
加藤 真	社団法人 海外環境協力センター 主席研究員
佐々木 五郎	社団法人全国都市清掃会議 専務理事
堤 恵美子	株式会社タケエイ 上席顧問
山田 正人 （御欠席）	独立行政法人 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センタ ー 資源化・処理処分技術研究室 主任研究員

環境省

谷津 龍太郎	廃棄物・リサイクル対策部長
徳田 博保	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長
坂川 勉	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長
名倉 良雄	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 課長補佐
高澤 哲也	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
堂園 洋昭	廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
工藤 喜史	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 係長
金井 信宏	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 係員
中村 祥	廃棄物・リサイクル対策部 企画課 循環型社会推進室 係員

オブザーバー

重松 賢行	水・大気環境局 国際協力推進室 係員
新中 達也	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 係員
西村 和彦	地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 係員

事務局

竹田 雅浩	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）環境・エネルギー部 主任研究員
邊見 達志	同 環境・エネルギー部 副主任研究員

菊原 淳也 (株)エックス都市研究所 環境コンサルティング部 国際環境
政策チーム アシスタントマネージャー
山下 真 (株)エックス都市研究所 環境コンサルティング部 循環型社
会推進担当研究員

4. 議事

- (1) 第2回研究会における議論のスコープと論点及び前回研究会のまとめ
- (2) 廃棄物業者によるコベネフィットプロジェクト抽出の調査
- (3) 廃棄物・リサイクル分野におけるコベネフィットプロジェクト抽出に関する体系的整理
- (4) コベネフィットプロジェクト案の抽出
- (5) コベネフィットセミナーの開催

5. 配布資料

- 資料0 平成21年度廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会 委員名簿
- 資料1 第2回研究会における議論のスコープと主要論点
- 資料2 前回研究会のまとめ
- 資料3 廃棄物業者のコベネフィットに係る取組の調査
- 資料4 温室効果ガス及び廃棄物の排出実態を踏まえたコベネフィット対策の体系的整理
- 資料5 コベネフィット対策推進方策の整理
- 資料6 J-VER 創出の観点からみたコベネフィット対策の一次評価結果
- 資料7 コベネフィットセミナー構成案
-
- 参考資料1 平成21年度廃棄物・リサイクル分野における国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会 第1回研究会 議事録
- 参考資料2 山田委員からのご意見
- 参考資料3 廃棄物業者のコベネフィットに係る取組の調査(ヒアリングメモ)
- 参考資料4 コベネフィットプロジェクトの抽出(詳細版)

6. 議事概要

議事(1) 第2回研究会における議論のスコープと論点及び前回研究会のまとめについて
(事務局より資料1、2の説明)

議事(2) 廃棄物業者によるコベネフィットプロジェクト抽出の調査について

(事務局より資料3の説明)

加藤委員：資料3の2ページで、カーボンオフセットにどのような形で関心があるのか。

事務局：既存のデータを引用しているが、そこまでは質問されていない。今後の調査課題としたい。

議事(3) 廃棄物・リサイクル分野におけるコベネフィットプロジェクト抽出に関する体系的整理について

(事務局より資料4の説明。)

環境省：資料4のGHG排出量インベントリと対策の整理には若干断絶があるので、補足しておく。インベントリでは廃棄物セクターから直接排出されているものが対象。廃棄物セクターでもエネルギーを使用して排出されている実態があるが、それはエネルギー起源のCO₂にカウントされている。

一方井委員：ゴミにはプラスチック類も混入しているが、その割合も加味して計算しているのか。

環境省：一般廃棄物に関しては、京都市がゴミの中身を調査してプラスチック混入率を把握し、加味して計算している。水分やバイオマスは加味していない。

一方井委員：各地域で同様の調査を行っているのか。

環境省：代表的な例のみ把握している。

議事(4) コベネフィットプロジェクト案の抽出について

(事務局より資料5、6の説明)

環境省：廃棄物処理の世界では、物とお金と同じ中に出てくるので、モラルハザードが起りやすい構造になっている。そこで、様々な規制行政でモラルハザードが起きないようにしている。従って、規制の中で起こされるアクションが低炭素化に繋がるものが追加性であるか、悩ましいところである。加えて、自主的にプロジェクトベースで動くものもあり、規制によるコマンドアンドコントロールによるアクションと現場のボランティアなアクションがそれぞれどのような評価となっているか、知見をいただきたい。

新美座長：J-VER 創出の議論の中でもいちばん議論になったところである。その辺を議論いただきたい。

全体の討議

加藤委員：今回の資料はステップワイズに構成されていて、非常に分かりやすかった。細かい分析までされ、苦労もあったと思う。最初に整理されている廃棄物業者が抱える課題を踏まえて、課題を解決するひとつの方法としてプロジェクトを形成すると認識している。整理された対策以外にもあると思うので、引き続き議論していけばよい。先ほど、部長から話があったように、廃棄物にはお金の流れに関わる関係者が、廃棄物の排出業者、中間処理、最終処分業者等多数いる。廃棄物の流れと GHG の排出は、別のものであり、プロジェクトを作りクレジット化すると、クレジットは流動性が高いので、誰のクレジットとすべきか、どこを評価すべきかということが難しくなる。ただ、中間処理や最終処分業者が行う取り組みは、例えば、スーパーの店頭等で、「この製品の生産や廃棄物の処理は J-VER 化して GHG 削減に貢献しています」と PR することができる。実際の処理を行うのは、中間処理、最終処分業者ではあるが、消費者にいちばん近いスーパーで取り組みが評価されれば、そうした業者を使いたいというようになり、それが廃棄物業者にとってのインセンティブとなるのではないか。

堤委員：今の意見は廃棄物処理業者として嬉しいご指摘である。ただ、処理業者としては、評価される対象が気になる。排出事業者が自ら出した廃棄物をどうして欲しいか意思を示してもらうことが重要である。産廃処理業者が自由意思でごみの処分方法を決める現状ではコストの問題やモラルハザードまでいかないまでも構造的な問題がある。社会全体が望ましい姿や排出事業者が処理方法等について意思表示できるスキームが必要であると考えている。 >> 排出事業者がこのような処理をすべきという流れにすることが重要

新美座長：廃棄物業者に関する現状認識についての追加の意見であり、提示された資料を補足するものである。他に意見があればどうぞ。

佐々木委員：資料では、課題がよく整理されていると思う。3R 推進にかかる課題として、分別収集されないとリサイクル率が低いということが挙げられているが、自販機やコンビニのごみ箱等での分別収集の現状が参考になるだろう。手間と費用をかけて分別した結果、お金がかかるからやめようということも考えられるので、実現可能性は検討した方がよい。また、資料 3 の 4 ページ目で「一部のリサイクル物は安定的な販路がない」との指摘があるように、お金をかけて堆肥を作って売れないケースもある。なんでもリサイクルすればよいということではなく、このような費用対効果やリサイクルすべき範囲に係る課題を検討する必要があると感じた。

堤委員：プロジェクトの抽出では、リデュース・リユースを是非検討してほしい。この分

野への取組は改善の余地があり、本気でやれば効果は非常に大きい。処理業者として、廃棄物の量が減ると厳しいが、その分、廃棄物処理の質を高める、色々な選別技術を導入するなど注力していくので、リデュース・リユースだけは、別立てで進めていきたい。

環境省：廃棄物処理業を所管している立場として、処理業者の温暖化対策全般に視野を広げて、例えば省エネ行動、コジェネ、廃熱利用も廃棄物処理業者や地方自治体が行き組むコベネ事業の一環だという認識を持っていただければよい。その上で、既に確立している方法論やアプローチがあればそれを活用し、廃棄物セクターとしてオリジナリティーをもって独自に開拓する部分は、研究会の中でご議論いただき、新しいアプローチやその方法論を確立してほしい。最終的には廃棄物処理業者や廃棄物処理を行っている地方公共団体の温暖化対策全体を何らかのプロジェクト化するようなイメージを持っていただきたい。

一方井委員：現状認識をよく踏まえており、非常に体系的に整理された資料であると思った。民主党政権に代わって、本格的な排出量取引を取り入れる動きがあると聞いている。今日の資料4を拝見すると、廃棄物分野からのGHG排出量は3%、その中でもプラスチックの焼却がGHG排出の主流だという。この状況で、例えば、大規模な焼却施設から出るGHGが排出量取引の対象になった場合、プラスチックをできるだけ入れないようにしよう、排除する動きが出てくる。それにより、廃プラがどこかに放置されると問題なので、今後大規模な排出量取引を設計するとき、廃棄物政策とマッチングするように考えておく必要がある。

新美座長：民主党政権の全体像を見据えていく必要がある。J-VER制度を利用したプロジェクトを抽出する上で、排出量取引とのリンクを考えながらご議論いただきたい。

環境省：排出量取引と今回の取り組みの関連性についてだが、排出事業者は色々な経済活動をやっており、車や燃焼施設も持っている中で、全体のアクティビティに対して排出枠がある。一方、今回のJ-VERの議論は個別プロジェクトの話なので、どこの施設にどのような省エネ設備を導入する、というレベルでの議論である。これを踏まえて、今回は、まずプロジェクトベースで議論を始めて、将来的に排出量取引を展望しつつ次のステップでトータルなことを議論いただく方向かと思う。

新美座長：自ずとトータルな議論に収斂していくはずだが、準備段階として、前裁きをするようなプロジェクトを議論いただきたい。J-VERは、カーボンオフセットを前提に構築されているので、直ちに排出量取引に繋がるわけではない点も留意する必要がある。

加藤委員：プロジェクトを抽出した後のステップについては考えがあるか。資料6のA、B、Cを使った分析は、第一スクリーニングということだが、具体的に事業化する場合、個々のケースの経済的な実現可能性を検討する必要があるのではないかと思う。単純にすぐJ-VERのポジティブリストや方法論を設計するだけにするのか。追加

性の考え方という点で、カーボンプロジェクトのメカニズムで非常に難しいのが、炭素クレジットの部分は全体の中では非常に小さいが、それがないと追加性がないということになる。つまり儲かりすぎず儲からなさすぎず、その中間を狙うプロジェクトでなければならない。その意味で、単純に方法論を設計する前に、経済的側面の分析も必要ではないかと考えている。

事務局：今後のステップとしては、個別の具体事例に関して、どのような関係主体が関与しているか、実際の GHG 排出量やクレジットに置き換えたときの規模がどのくらいになるか等の点は調査をしたいと考えている。例えば、J-VER の第一号プロジェクトである高知県の未利用林地残材をセメントプラントの代替燃料に使用している事例を参考にすると、個別のプロジェクトを自治体が申請主体となって J-VER で得た資金の活用を検討することが考えられるので、そのあたりを調査することも考えている。

環境省：方法論を議論する際の現場でのプロジェクトベースのデータという意味では、環境省が石油特会を使用して廃棄物処理業者の温暖化対策を財政支援するプロジェクトが多数ある。その今後の運用と今回の方法論的な議論とのマッチングの観点から、過去に補助対象にした事業のデータ収集は可能である。

新美座長：マーケットブルかどうかという懸念に対しては、例えば J-VER を石油特会と合わせて実施することも考えられる。今後具体的なプロジェクトが出てきたときに合わせて考えていくことになるだろう。

堤委員：資料 6 の A、B、C という判断基準に関して、判断根拠、想定するプロジェクトの目安はあるか。例えば A を考えた場合、木くずバイオマスの発電であれば、新エネルギー、発電、廃棄物のゼロエミッションといった複数のジャンルが影響を受ける。その際に、カウントする削減量の範囲の設定法、総合的なカウントによる CO₂ の削減の割当といった細かい部分が判断基準の中に出てくるだろうが、これからそうした部分も詰めていくのか。

事務局：高知県の事例では、カーボンニュートラルであるバイオマス、林地残材をセメントプラントの化石燃料代替とすることで排出量を削減するという考え方で進めている。もしバイオマス発電も行うと、その分の排出量削減も可能となってくるだろう。更に、林地残材を使うということで、例えばこのプロジェクトを実施しない場合の木くずの利用法を特定できれば、これに関しても削減量をカウントすることは可能だろう。ただ、これは実際に個別具体的に細かく見ていかなければ、そこをカウントできるかは断言できない。今回一次評価という言葉を使った理由はそのためで、判断基準の設定、比較方法によって、カウントする削減量の範囲も変わってくる。

新美座長：具体的に言うと、高知県の例では、間伐材をきちんと間伐できるようにするという点だけでも、考えようによっては、森林吸収分を炭素クレジットとしてカ

ウントすることができる。ただ、高知県ではそこまで方法論が確立されておらず、森林吸収分についてはカウントされないため、化石燃料を代替することで達成される GHG 削減量をカーボンオフセットとして認証を受けた。逆に言うと、森林吸収分もカウントできるような方法論が確立されていれば、2 つ分を対象として J-VER が発行されることになる。削減量を含める範囲と算定式はいわば相関関係にある。

堤委員：まさにコベネの話だが、相乗効果のみを考えて内容を盛り込みすぎると、逆に事業そのものの目的が絞れない、コスト計算の部分だけ強調されるという事態も起こり歪みが生まれるので、そのあたりは慎重にお願いしたい。

新美座長：判断基準 A、B、C を使ったスクリーニングについては、今後詰めていくものとしては A を優先的に対象として、それ以外を篩い落とすということではないと思うが、A 以外の対応についてのお考えはあるか。

事務局：A、B、C は、篩い分けということだけでなく優先順位づけの意味を持っている。関連して、参考資料 2 に本日欠席の山田委員の意見をまとめている。まず、1 点目は、有機性の廃棄物をできるだけ埋め立てないことが GHG 削減の観点から重要であること。2 点目は、単純焼却は、無処理で埋め立てるよりもベターであることを、J-VER 化を検討の際に考慮に入れてはどうか。3 点目は、プロジェクトの篩い分けの話とも関係するが、市民が主体となるリユースの取組等を含めて、GHG 削減の規模が小さいものであっても広く J-VER 化を推進すべきである。最後に、循環資源から製品やエネルギーを生産することで得られるクレジットは、循環資源を収集・運搬・選別する活動にも分け与えられるべきである。市場経済任せではリスクが大きいので、きちんとクレジットをシェアできる仕組み、ルール作りが望まれる、という点についてご指摘をいただいた。

環境省：資料 6 で、一応 A、B、C の判断をしているが、この評価の妥当性も含めて、今は A ではないが、ここをこうすればこう変わるとか、ご意見、アドバイスをいただきたい。

加藤委員：プロジェクトタイプの中に、プラ製品のリプレースが挙げられている。これに関して、他のプロジェクトは CO₂ やメタンの排出源、プロジェクトサイト、排出者が基本的に一致しているが、プラのリプレースでは、例えばバイオプラスチックの使用者の努力でバイオプラスチックが導入されるが、実際に CO₂ を排出しているのは、焼却処分を行う自治体や産廃処理業者である。複数の過程にまたがって廃棄物から GHG が排出されるプロジェクトは他にもあると考えられる。J-VER という狭い範囲のプロジェクトベースのもので取り上げる考え方とともに、もう少し広く政策的な観点でプロジェクトを取り上げるのかについては、考え方を整理する必要がある。また、J-VER と GHG のインベントリは直接リンクしていないが、GHG のインベントリは今後どのように整理されるのか。焼却処分の具体的な

サンプリング調査はまだなされておらず、例えば実際にバイオプラスチックが焼却処分されている割合までは把握されていないのではないかと。そうすると、これらがインベントリに反映されるのは随分先のことになる点を認識しておく必要がある。

事務局：一点目のご指摘に関して、資料5の6-7ページにかけて、GHG排出に複数者が関係しているものは、評価(項目1)でBをつけている。Bをつける可能性があるものは、例えば、医療廃棄物の処理に用いられるプラスチック容器は100%燃やされる。つまり、燃やされる所が明確なので、木製品、紙製品にリプレースすると必ず燃えていたプラスチックが減るということを正確にトレースできることを前提に方法論が作成可能と思われるものである。これは一例だが、普通の処理でも、最終処分段階までトレースできると、必ず燃やしていたものがリプレースされてCO2削減に繋がると言える。次に、インベントリの考え方に関して、実際にこのように実例ベースで排出量が減っているケースが、サンプリング調査で何件かヒットして、それが最終的にインベントリに反映される。森林の間伐プロジェクトの場所もサンプリング調査でしか調査しておらず、サイト別で取り組んでいるが、それが各地で行われると、全国で間伐が促進されてCO2の吸収量が増えていく。これと同じ考え方で整理できるのではないかと。

環境省：CO2排出量が少ない製品の利用については、誰の温暖化対策の努力なのかという議論は多い。例えば、製鉄業者が高張力鋼を使って生産した結果、自動車の燃費が良くなった、その自動車を誰かが運転するというケースでは、GHGの削減は誰の努力なのか。あるいは、家電メーカーが省エネ製品を売り、それを誰かが使うというケースでもGHG削減はどちらの努力としてカウントするのかという議論が起こっている。現状としては、実際に排出するところの努力としてカウントされているのが現状である。医療廃棄物の容器をバイオプラスチックに代替するという事例では、医療従事者、医療廃棄物の処理業者が関わる訳だが、どのように考えるか難しいところである。

加藤委員：100%トレースできる状態であれば、GHG削減に係る役割分担に応じて交渉ができるかもしれないと考えている。また、CDMプロジェクトの中には、上流から下流に複数の関係者がまたがっているもので、排出削減が行われているケースも若干ある。J-VERでも、関係者間で合意があり、公的に算定報告する際にカウント方法がクリアであれば、問題ない可能性は高い。ただ、一般的には困難なケースもあるので、その場合はプロジェクトベースの取り組みに加え、インセンティブ等政策的な後押しが必要だろう。

新美座長：物の循環という観点で、廃棄物が出たところは一箇所でも、GHG削減に寄与している関係者が複数いる場合に関しては、今後の課題と言える。

堤委員：今の話題に関連するが、例えば、建設廃棄物の中では、混合廃棄物のリサイクル

率が非常に低い。中間処理の段階で選別をすると、当社のデータでは混合廃棄物の中に 17%の木くずが入っている。建材には複合素材の製品が多くなっているため、今後更に割合が増加する可能性があり、たいへんな分別作業を伴うものである。細かな木っ端になってしまったもの等、分別した後に残るものを努力して拾い上げていくのもたいへんである。処理業者がそうした木くずを燃料利用するための努力を行い、GHG 削減のために貢献し削減量を増加させていく際に、誰の努力とカウントされるのか。廃棄物業者も含まれるのであれば、インセンティブになると思うが、いかがか。

事務局：端的には、クレジットの取得者に関しては住民で話し合うと J-VER 制度で決められている。それがうまく機能しない場合、山田先生がご指摘しているような、クレジットをシェアすることを促進できるような政策的インセンティブが必要であろう。

新美座長：GHG 排出削減に複数社が絡んでいるときの各社のクレジットの分け前に関しては、外からの取り決めの押し付けでは決まらないことが多く、関係当事者間で合意形成をしていくのが最も筋にかなっていることになる。ただ、典型的な例をベースに、どのくらいの寄与度があるかについての目安は、一応の推計は立てることが可能である。これは今後の作業とも関係する。一方、最終的には関係当事者の合意形成が前提であり、そのための法的、制度的な枠組みに関しては、行政として仕組みを考えていくべきことであると思う。

佐々木委員：廃プラのリサイクルに関して、資料 4 の 8 ページにおいて一廃の約 4 割を廃プラが占めているとのことだが、容リプラとそれ以外の廃プラの内訳はどうなっているのか。多数の自治体が容リプラのリサイクルを行っているが、それ以外のプラスチックについては焼却するしかない。対象とならないプラスチックに関して、例えば分別排出して資源化を図ったり、容リ法を超えてプラスチックの排出全体に関してのアクションを検討する自治体もある。全都清としては、素材別にプラをリサイクルすることが可能であれば、可能な限りプラスチックをリサイクルし、焼却を減らす努力をするよう提案している。そのあたりに関する事務局の問題意識と容リ法の整理の仕方について伺いたい。

事務局：この資料の対象は、容リプラとそれ以外の産廃系の廃プラである。自治体の中で廃プラを産業燃料として代替使用する議論があることも認識している。

佐々木委員：J-VER の適用の話をも別にしても、例えば自治体が容リプラ以外のプラに対してアクションを起こす可能性に関して、ここでの議論が可能ということか。

事務局：次回の研究会以降、市民・自治体レベルの取組の調査を計画しているので、そうした範疇の中での議論は可能であると考えている。

環境省：ハンガーやバケツといった容リ以外のプラの扱いに関しては、今後の政策課題として認識しており、別途検討することを試みている。CO₂ 排出削減の議論と関連

付けると、例えば、リサイクル手法として、市が回収した容リプラとそれ以外のプラ両方を還元剤として製鉄業で使うことも行われているが、これは温暖化対策を誰の努力としてカウントするかという先ほどの議論に繋がる。また、市は自ら収集したプラスチックを容リ法に基づいてリサイクルに回すことによって焼却量が減る。さらに、その他プラに関してもルールを作成して焼却施設で処理されているものをリサイクルに回すと、結果として GHG 排出が削減される。市としては、CO2 排出を削減されるが、その分は、リサイクル先で増えるという話になるので、全体としてどのように整合をとって整理していくかということが必要になるのではないかと。

新美座長：たいへんな作業になると思うが、様々な分野で同様の議論が起きているので、次第に収斂されてくるのではないかと感じている。本日具体的なプロジェクトが提示されているわけだが、クレジットとして認証するための方法論の検討が可能と考えられる取り組みを、優先すべきものとして焦点を当てておきたいので、ご意見はあるか。粗々で ABC のランクをつけているが、これをとって、こちらを捨てるということではない。J-VER 化する場合のテクニカルな評価は出されているので、後は政策的にここにもう少し焦点をあてて取り上げることについての意見があればどうぞ。

加藤委員：J-VER のプロジェクト化と、例えばエコポイント制度の合わせ技も可能ではないか。企業の中には、今後、方法論に基づいてプロジェクトを実施し、カーボンオフセットを行い、消費者に対するイメージアップに使いたいと考えているところがある。オフセットの場合、ある取り組みを努力して行った結果、これだけ GHG を減らしましたというものだけではなく、あるオフセットになる製品・サービスを売ることで、消費者が買うことで GHG 削減に努力します、というものも出てくるだろう。これはプロジェクトを実施して CO2 やメタンの排出を削減する根っこの部分で努力している人たちが報われることに繋がると思う。先ほど、J-VER の方法論だけ作るのかという質問をしたが、プロジェクトを作るだけではなくて、どうやって製品・サービスを買った人を評価するか、というのも重要である。廃棄物分野は、3R エコポイントの取り組み等進んでいるので、集積された様々な知見を活用して、J-VER と 3R エコポイントの連携等について、将来的に検討してはどうか。

新美座長：今のご指摘はかなり高度なテクニックが必要になってくると思うので、合わせ技は次のステップであると考えている。今回の作業では、取り組みやすいところから方法論やプロジェクトを洗練させていく必要があるだろう。具体的には、A と評価されたものは優先的に取り組んでいくということによいと思う。A となってもこれは後回しでもよいのではというのがあれば意見をどうぞ。個人的には、プラスチックのリプレースは興味深いと思う。J-VER 化の可能性として、例

例えば医療廃棄物等十分にトレースできるものは、規模の小ささ、マーケットプルでないという問題はあるが方法論の設計が可能ではないか。

一方井委員：A評価のプロジェクトに関して、異議はない。ただ、最近、食べ残しが非常に多くなっているのは問題である。食品廃棄物のバイオガス化を維持するために、食品廃棄物を大量に生み出す社会になってはまずいので、上流側の対応も重要である。

環境省：その点に関して、廃棄物・リサイクル分野においては、処理コストを削減することでオフセットの原資を自ら生み出すことが可能である。例えば、レストランが食品廃棄物の処理コストを削減することで、得られた削減分を原資にエコポイントで消費者に返すという仕組みが考えられるので、3Rエコポイントの検討の中で具体化を今後考えていきたい。

新美座長：まとめると、抽出されたプロジェクトについて、A評価のものに優先的に焦点を当てて検討を加えていくということによりよいと思うがよいか（了承された）。

今、選んだものを今後どのような対応を図るか、廃棄物業者に対してどのような支援策が考えられるかという点についても意見を出して欲しいがいかがか。すぐには意見も出ないだろうから、あとで意見があれば事務局へ送って欲しい。

議事(5) コベネフィットセミナーの開催について
(事務局より資料7の説明。)

事務局：追加のご意見等は、一週間後を目処に事務局までお寄せいただきたい。

以上